

愛知県立大学学生生活委員会相談サポート専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学生生活委員会規程第11条第1項の規定に基づき学生生活委員会に設置する相談サポート専門部会（以下「部会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 学生相談

心身の不調等により修学及び学生生活に支障をきたす学生から支障の内容や程度などを聞き取りし、当該学生に対して、臨床心理を含む対人援助に関わる立場から必要な助言等を行うことをいう。

(2) 障害学生支援

障害等により修学及び学生生活に支障をきたす学生に対して、必要な助言や環境調整等を通して合理的配慮（愛知県立大学における障害を理由とする差別の解消に関する教職員対応要領第3の「合理的配慮」と同じ。）を行うことをいう。

(3) 相談サポート

学生相談及び障害学生支援に関する事項について専門的な知見から検討や助言などの支援を行うことをいう。

(部会の審議事項)

第3条 部会は、学生生活委員会の審議事項のうち次の事項を審議し、実施する。

(1) 総合的な相談サポートに関すること。

(2) 個別事案に係る相談サポートに関すること。

(3) 相談サポートに関する体制構築に必要な助言をすること。

(組織)

第4条 部会は、次の委員をもって組織する。

(1) 入試・学生支援センター長

(2) 入試・学生支援センター副センター長

(3) 学生相談を担当する職員

(4) 障害学生支援を担当する職員

(5) 相談サポートの専門性を有する教員のうち入試・学生支援センター長が必要と認める者

(6) 学務部長

(7) 学務部学生支援課長

(8) 守山キャンパス学務課長

(9) その他入試・学生支援センター長が必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は、前条第1号及び第2号に掲げる者については、その職にある期間とし、第3号から第9号までに掲げるものについては1年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(部会長及び議長)

第6条 部会に部会長を置き、入試・学生支援センター長をもって充てる。

2 部会長は、部会の議長となる。

3 入試・学生支援センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名した者が議長となる。

(招集)

第7条 部会の招集は、部会長が行う。

2 3分の1以上の委員の要求があるときは、部会長は部会を招集しなければならない。

(部会の定足数及び議決方法)

第8条 部会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 部会の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 部会が必要と認める場合は、委員以外の者を部会に出席させ、その意見を述べさせることができる。ただし、議決に加えることはできない。

(庶務)

第10条 部会の庶務は、学生支援課が担当する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。